

# 地区計画ガイド

## 新渡波地区



平成27年11月

石巻市

(改訂版)

## はじめに

「新渡波地区」は、災害危険区域等にお住まいの皆様方に対し、移転していただくための宅地供給を目的とした土地区画整理事業により、周辺環境と調和したまちづくりを進めています。

このような中、地区計画を導入することにより、低層住宅を主体とした地区の形成を誘導し、美しいまちなみ、安全・安心、環境との共生が充足される良好な居住環境の形成を目標としています。

## 地区計画とは

建築物を建築する場合等には、都市計画法や建築基準法により一定の基準が定められていますが、本地区の目標とするまちづくりを実現するため、本地区では、地区計画制度によりまちづくりのルールを定め、良好な居住環境と美しいまちなみを形成・保持していくこととしています。

このガイドは、本地区の地区計画の内容を説明したものです。今後建築をされる場合、あるいは垣又はさくを設置する場合等にご活用いただければ幸いです。

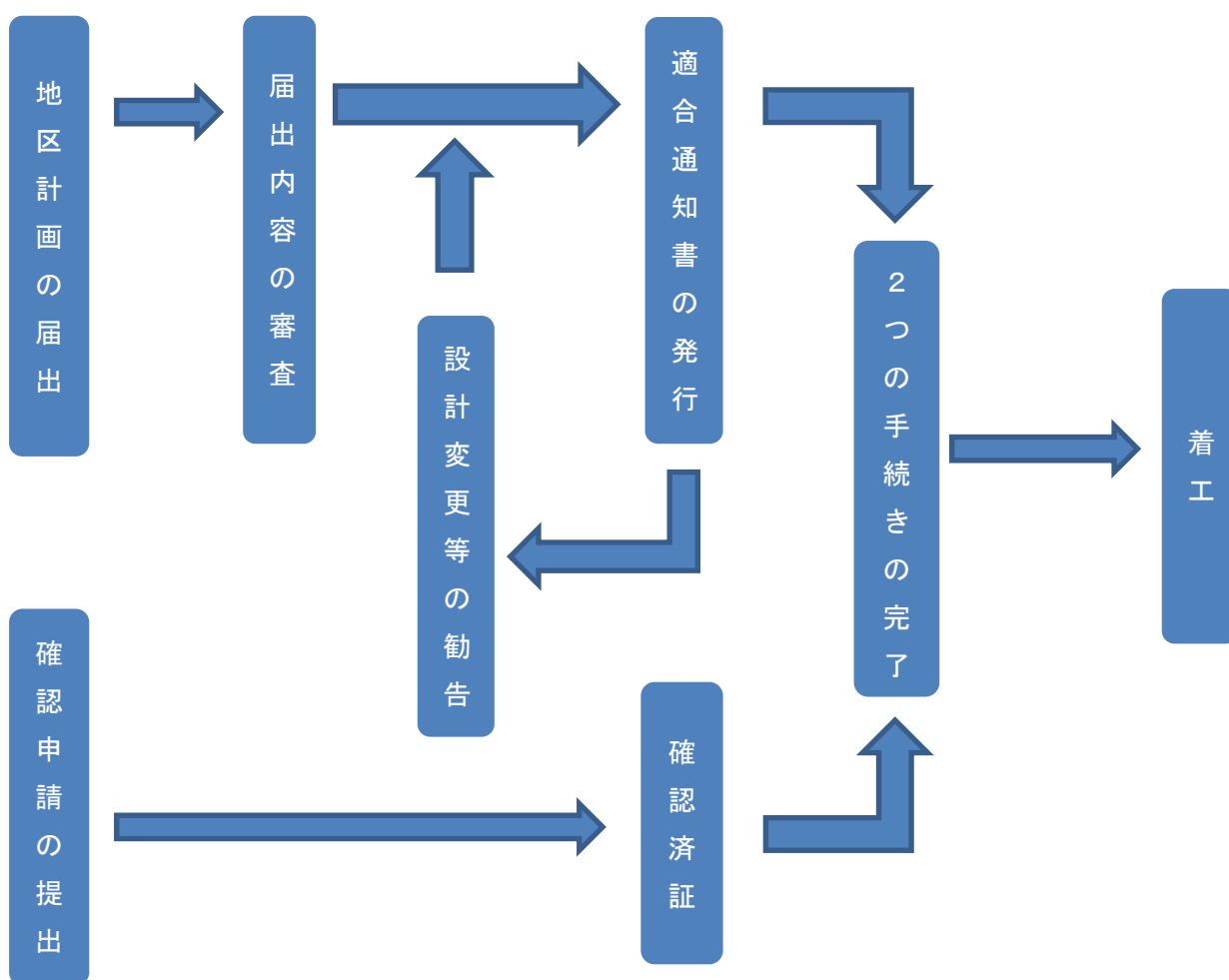
～この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、住みよい、愛着のもてるまちづくりのためにご協力をお願いいたします。～

## 手続きの流れ

新渡波地区では、建物の新築、増改築を行う前に次のような手続きが必要です。

届け出が必要な行為

- ①建物の新築・建替・増改築
- ②門・塀・車庫・物置等の設置(かき・さくの建造も含む)
- ③よう壁等の工作物の新設・改造
- ④土地の区画形質の変更



## 届け出方法

- ①届け出期間：工事着手の30日前まで
  - ②届け出窓口：石巻市建設部都市計画課  
(届け出用紙は窓口および石巻市ホームページより入手できます。)
  - ③お問い合わせ先：0225-95-1111 内線5634
- ※工事は適合通知書を得てから着手してください。

決定年月日 平成26年 8月26日 石巻市告示231号

変更年月日 平成27年 2月20日 石巻市告示 38号

変更年月日 平成27年11月25日 石巻市告示413号

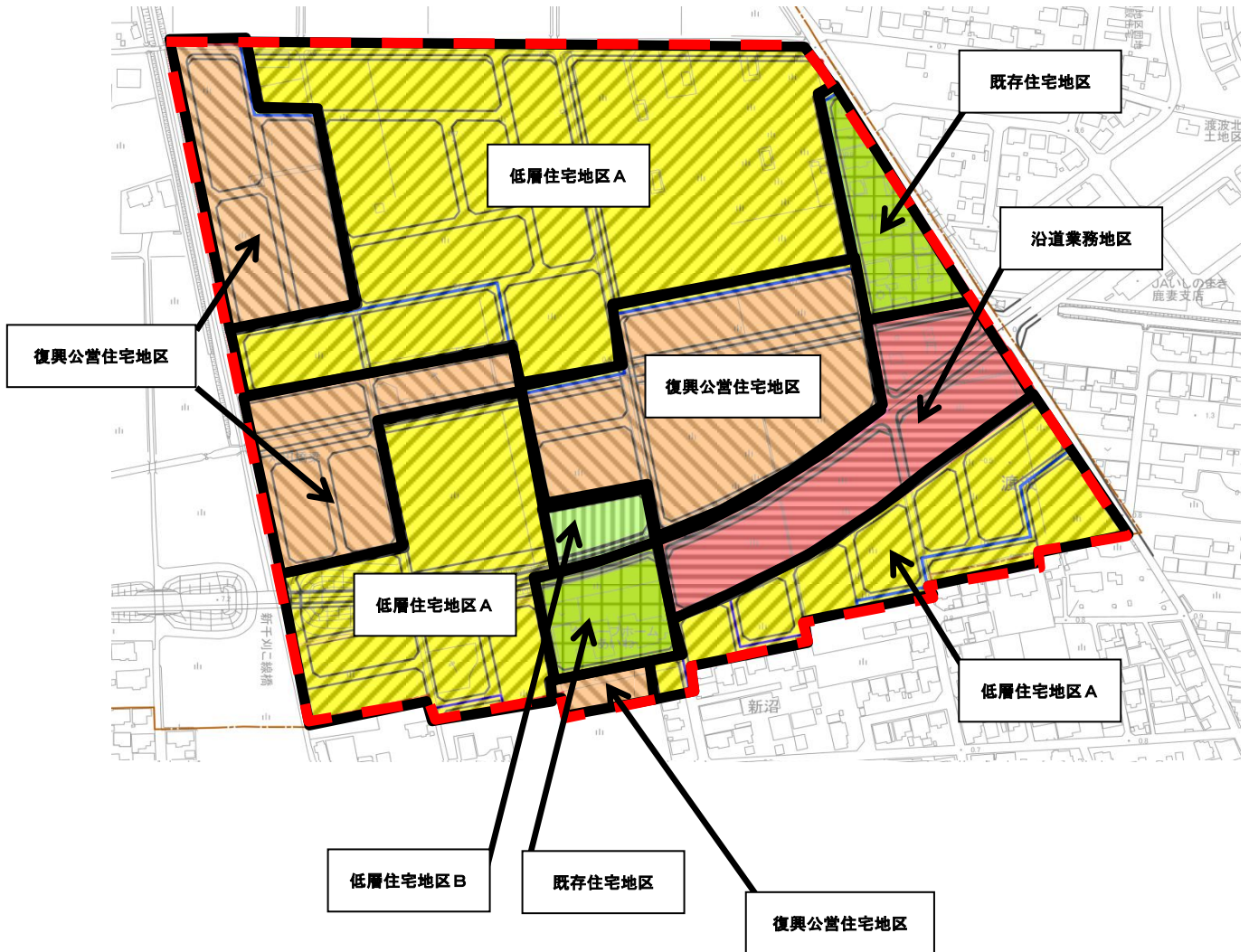
## 計 画 書

### 石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)

都市計画新渡波地区計画を次のとおり変更する。

名 称	新渡波地区計画
位 置	石巻市渡波字新沼の一部
面 積	約17.8ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標 <p>本地区は石巻市の中心市街地より東へ約5kmの市街地縁辺部に位置し、地区西側はJR石巻線、北側は市道新沼新千刈線、東側は市道鹿妻山渡波町一丁目線、南側は市街化区域の住宅地に囲まれている。 公共施設の整備改善を行い、東日本大震災による集団移転先となるように、住宅供給と本市の新たな市街地の形成を目的に整備される。 このため、本地区の地区計画を導入し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものである。</p>
	土地利用の方針 <p>周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 主に住宅地として計画する。</li><li>2 市道伊原津一・渡波町一丁目線沿いは、地域住民の生活利便施設として沿道業務用地を計画する。</li><li>3 地区北東に石巻市立渡波中学校の誘致先となる公益施設用地を計画する。</li></ol>
	地区施設の整備の方針 <p>土地区画整理事業によって計画的に整備・配置される道路、公園等の公共施設は、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針 <ol style="list-style-type: none"><li>1 低層住宅地区A、低層住宅地区Bにおいては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合(容積率)の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。</li><li>2 沿道業務地区においては、店舗・事務所等の日常利便施設や業務施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。</li><li>3 復興公営住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合(容積率)の最高限度及び建築物等の高さの最高限度を定める。</li><li>4 既存住宅地区においては、既存住宅の保全を図り、既存の住宅と調和のとれた街並みの形成を図るため、建築物の用途の制限及び建築物の延べ床面積に対する割合(容積率)の最高限度を定める。</li></ol>

# 地区計画区域図



凡例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
低層住宅地区A	
低層住宅地区B	
沿道業務地区	
復興公営住宅地区	
既存住宅地区	

新渡波地区計画 地区整備計画

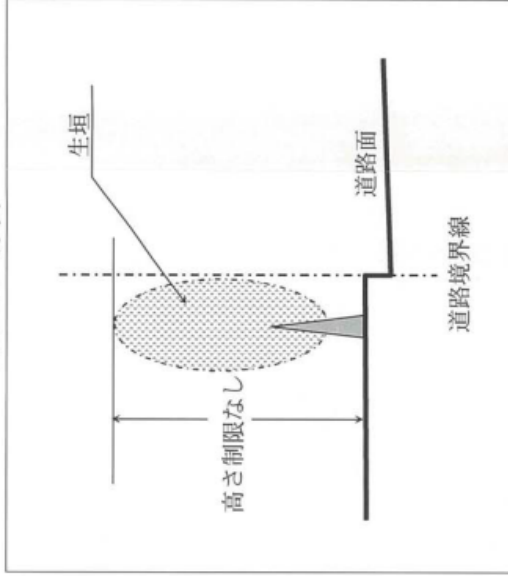
1 地区の区分		低層住宅地区A 1 0. 0 ha	低層住宅地区B 0. 3 ha	沿道業務地区 1. 5 ha	復興公営住宅地区 4. 9 ha	既存住宅地区 1. 1 ha
2 用途の制限	●建築できるもの ①戸建住宅 ②長屋(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅であるものに限る。) ③戸建住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満) ④中学校(住民の自治活動の用に供するものに限る) ⑤児童遊園(住民の自治活動の用に供するものに限る) ⑥調査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物 ⑦保育所 ⑧前各号の建築物に付属するもの。(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)	●建築できるもの ①戸建住宅 ②戸建住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満) ③店舗等で床面積の合計が150㎡以下かつ2階以下のもの(建築基準法施行令第130条の5の2各号に掲げるもの) ④老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等 ⑤診療所 ⑥調査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物 ⑦前各号の建築物に付属するもの。(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)	●建築できるもの ①2階以上の部分を戸建住宅(兼用住宅の住宅に供する部分を含む)、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの(ただし、これら用途の出入口ホールの及び階段等の部分は除く) ②学校(大学、高等専門学校、専修学校等を除く)、図書館その他これらに類するもの ③老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ④診療所 ⑤調査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物 ⑥病院 ⑦老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑧店舗、飲食店、事務所等その他これらに類するもの(床面積の合計が500㎡以下かつ2階以下) ⑨工場のうち建築基準法施行令第130条の6に定めるもの ⑩前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く)	●建築できるもの ①戸建住宅、長屋 ②集会所(住民の自治活動の用に供するものに限る) ③調査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物 ④前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く)	●建築できるもの ①戸建住宅 ②戸建住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満) ③共同住宅、寄宿舎又は下宿 ④学校(大学、高等専門学校、専修学校等を除く)、図書館その他これらに類するもの ⑤老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ⑥診療所 ⑦調査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物 ⑧前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5各号に掲げるものを除く)	
2 容積率の最高限度	80%	80%	-	80%	80%	80%
3 建ぺい率の最高限度	-	-	-	-	-	-
4 敷地面積の最低限度	185㎡	(ただし、調査派出所、公衆電話所等公益上必要なものを除く。)	-	-	-	-
5 壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。 A) 外壁等の中心線の長さが3m以下であるもの B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。 A) 外壁等の中心線の長さが3m以下であるもの B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合はこの限りではない。 A) 外壁等の中心線の長さが3m以下であるもの B) 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以下であるもの	-	-	-
6 高さの最高限度	10m (ただし、中学校は除く。)	10m	20m	10m	10m	-
7 形態又は意匠の制限	① 建築物などの形態又は色匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとす。 ② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとす。	① 建築物などの形態又は色匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとす。 ② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとす。	-	-	-	-
8 かき又はさきの構造の制限	道路境界線側に設ける塀は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものは設置してはならない。 ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。 また、沿道業務地区については、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、周辺地区への遮光に配慮した屏等を設置するものとする。	道路境界線側に設ける塀は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鉄柵その他これらに類するものは設置してはならない。 ただし、道路面から概ね60cm以下のものについてはこの限りではない。 また、沿道業務地区については、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、周辺地区への遮光に配慮した屏等を設置するものとする。	-	-	-	-

建築物等の制限に関する事項

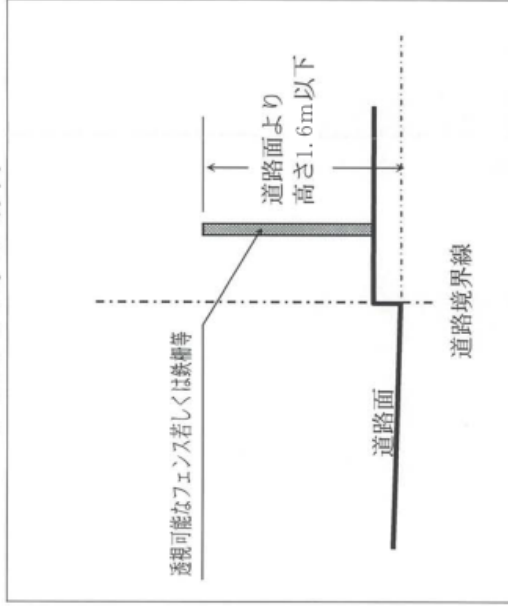


# かき又ははさくの構造図

生垣の場合



フェンス等の場合



一部ブロック等を使用する場合

